

繰り返しの出入国や住民登録地か居住地か etc.

住所をめぐる 最近の裁決事例

今回の特集では、住所をめぐる争われた最近の裁決事例を3件紹介する。1件目は請求人が外国法人の役員で国外の在留資格を有するため非居住者であるとして法定期限内に確定申告を行わなかったが、居住者に該当するとして外国子会社合算税制が適用された裁決事例だ。国税不服審判所は、住所があるか否かは、①滞在日数、②生活場所及び同所での生活状況、③職業並びに業務の内容及び従事状況、④生計を一にする配偶者その他の親族の居住地、⑤資産の所在、⑥生活に関わる各種届出状況等の客観的諸事情を総合的に勘案して判断するとの見解を示している。

2件目は、請求人が出入国を繰り返していた事案で、国内に1年以上居所を有する個人に該当するかが争われたもの。審判所は、再入国後ただちに従前と同様の生活をする状態にあるかどうかを1つの判断基準として示している。また、3件目は、納税地が請求人の住民登録地か、居住地かが争われたものである。審判所は、請求人は約10年もの間、住民登録地に所在する請求人所有の家屋には居住していないとしたが、住民登録地に新築した家屋の住宅ローンを返済し、そこに住む妻子の生活費を送金していることから、請求人の住所は、「住民登録地」であるとの判断を示している。

▶▶▶ 外国法人の役員で国外の在留資格を有する請求人に外国子会社合算税制

最初に紹介する裁決事例は、請求人が所得税法上の居住者に該当するとして外国子会社合算税制が適用されたものだ（大裁（所）令6第46号）。請求人は、外国法人の役員として企業経営に従事していることから、「国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること」（所令15条1項1号）に該当し、国内に住所を有しない者と推定されることや、国外の在留資格等を有していることなどから、請求人は居住者には該当しないなどと主張した。

生活の本拠たる実体を具備しているか否か

審判所は、「住所」とは生活の本拠（民法22条）、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するとして、その者の国内外での①滞在日数、②生活場所及び同所での生活状況、③職業並びに業務の内容及び従事状況、④生計を一にする配偶者その他の親族の居住地、⑤資産の